経済産業省は、2020年から新たに、原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」を託送料金にさらに転嫁していこうと決めようとしています。私たちは経済産業省に『お問い合わせ』を発信しています。

でんき自由化に伴って『託送料金』という制度が出来ているのは皆さんご承知でしょうか。グリーン・市民電力のような新電力事業者が大手電力会社に支払う「電線の使用料」です。ところがその中に、たくさんの原発のための費用も込められているようなのです。グリーンコープは食べものの中味を確かめるのと同じように、でんきの中味、託送料金の中味を確かめる中で、そうしたことを少しずつ知ってきました。大手電力会社にも問い合わせてきました。そうしたところ、ひとつの行政機関にすぎない経済産業省が、2020年から新たに原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」という負担金をさらに転嫁していこうと決めようとしていることが分かりました。受けて、3月9日にグリーン・市民電力から経済産業大臣に向けて、これまでに調べたことについて『お問い合わせ』を届け、その回答を要請しました。

3月9日に経済産業省に届けた『お問い合わせ』の全文を紹介します。

共生の時代
みどりの地球を
みどりのままで
号外

■発行：グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒８１２−８５６１
福岡市博多区博多駅前一丁目５番１号
博多大博通ビルディング３階
ＴＥＬ０９２（４８１）７９２３
ＦＡＸ０９２（４８１）７８７６
http://www.greencoop.or.jp/

２０１８年3月9日

経済産業省
経済産業大臣　世耕弘成　様

２０１７年９月１５日に資源エネルギー庁より発表された２件（「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見募集結果について及び「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令案等」に対する意見募集結果について）に関してのお問い合わせ

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事　熊野千恵美

謹啓　梅花の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨（２０１７）年7月から８月にかけて表題にある２件のパブリックコメントが募集されました。これらの省令改定案に対しては、私たちや私たちの母体の生活協同組合（グリーンコープ共同体）組合員からも意見をお届けしておりました。

９月１５日に貴省よりこの意見募集結果が発表され、前者５３３件と後者２４件の国民の意見に対する貴省からの応答も添えられていました。それを読んで下記のとおり、お問い合わせをいたします。よろしくお取り扱いをお願いいたします。

記

一・貴省が遍く応答されている「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について。

㈠昨年9月15日発表を見ると、7月に貴省から公表された省令改定案のうち「電気事業法等施行規則」第五節の二第四十五条の二十一の二第一項（一般送配電事業者は、当該通知に従い、賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない）及び同規則第五節の三第四十五条の二十一の五（一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない）に象徴される新たな措置に対する多数の反対意見が寄せられています。

㈡それらに対する貴省からの応答を見ると、遍くその基礎に「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」という考えが記されていました。

㈢私たちは「託送料金とは電気事業に要する費用のうち送配電に関わる費用を新電力会社も応分に負担すべく制度化されたもの」と聞かされていましたので、これを読んで、本当に電気事業法がそのように送配電に要する費用以外のものを含めることができると規定をしているのかを確かめる作業を行いました。先ず、以下の条項が「公共性」「料金設定」「会計整理」等の観点で規定されているように思われ、それらが貴省が説明されることに関わるのかと考えて何度も読み返してみました。

●第一章総則
1）第一条（目的）
2）第二条第2項（定義）
●第二章電気事業　第二節一般送配電事業　第二款業務及び第三款会計及び財務
3）第十七条（託送供給義務等）
4）第十八条（託送供給等約款）
5）第十九条（託送供給等約款に関する命令及び処分）
6）第二十条（最終保障供給約款）
7）第二十二条（一般送配電事業等の業務に関する会計整理等）
8）第二十七条の二（会計の整理等）
9）第二十七条の三（償却等）
10）第二十七条の十（振替供給義務等）
11）第二十七条の十一（振替供給）
同　第六節一般担保
12）第二十七条の三十（社債権者の権利に関して）
同　第八節広域的運営　第一款電気事業者の相互の協調及び第三款広域的運営推進機関及び第四款供給計画及び第五款供給命令等並びに第六款電気の使用制限等
13）第二十八条（相互協調について）
14）第二十八条の四（広域的運営推進機関設置の目的）
15）第二十八条の四十第七号（苦情の処理及び紛争の解決）
16）第二十九条（電気供給計画の作成）
17）第三十一条（電気の供給命令）
18）第三十三条（その裁定と料金支払）
19）第三十四条（電気の使用制限命令）
同　第九節あつせん及び仲裁
20）第三十五条（あつせん）
21）第三十六条（仲裁）
●第三章電気工作物　第二節事業用電気工作物　第一款技術基準への適合及び第四款工事計画及び検査
22）第四十一条（費用の負担等）
23）第五十四条（定期検査）
24）第五十五条（定期安全管理検査）
同　第三節一般用電気工作物
25）第五十七条（調査の義務）
26）第五十七条の二（調査業務の委託）
●第四章土地等の使用
27）第五十八条（一時使用）
28）第五十九条（立入り）
29）第六十条（通行）
30）第六十一条（植物の伐採又は移植）
31）第六十二条（損失補償）
32）第六十三条（同上）
33）第六十四条（原状回復の義務）
34）第六十五条（公共用の土地の使用）
●第五章電力・ガス取引監視等委員会
35）第六十六条の十一（委員会の意見の聴取）
36）第六十六条の十二（勧告）
37）第六十六条の十三（同上）
●第六章登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関　第一節登録安全管理審査機関及び第三節登録調査機関
38）第七十三条第二項（業務規程「…に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。」）
39）第八十九条（登録）
40）第九十四条（業務規程）
●第七章卸電力取引所
41）第九十七条（卸電力取引所の指定）
42）第九十八条（同業務）
●第八章　雑則
43）第百条第二項（登録等の条件「…公共の利益を増進し、…」）
44）第百五条（監査「経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者…の業務及び経理の監督…」）
45）第百六条（報告の徴収）
46）第百七条（立入検査）
48）第百十一条（苦情の申出）。
49）第百十二条の三（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係）
●附則（平成十五（２００３）年六月十八日法律第九十二号）抄
50）第三条（「…託送供給約款を定め…」の文言の初出）
●附則（平成二十四（２０１２）年六月二十七日法律第四十七号）抄
51）第四十二条～第四十七条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法の一部改正に伴う経過措置）
●附則（平成二十五（２０１３）年十一月二十日法律第七十四号）抄
52）第二条（託送供給約款の届出等に関する経過措置）
53）第十一条第一～第六項（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）
●附則（平成二十六（２０１４）年六月一八日法律第七二号）抄
54）第二条～第八条（小売電気事業等の登録等に関する経過措置）
55）第九条（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）
56）第十条（最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置）
57）第十六条（みなし小売電気事業者の供給義務等）
58）第二十五条の四（電気事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）
●附則（平成二十七（２０１５）年六月二十四日法律第四十七号）抄
59）第一条（施行期日「平成三十二（２０２０）年四月一日から施行。」（第五号）中「附則第八十八条第一項中電源開発促進税法第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）等」
60）第三条（一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請に関する経過措置）
61）第七十四条（※電気事業に係る制度の抜本的な改革の実施に係る検証等）
●附則（平成二十八（２０１６）年六月三日法律第五十九号）抄
62）第二十条（検討「政府は、…施行後三年を経過した後適当な時期において検討を加え、…所要の見直しを…。」）

㈣何度も読み返してみた結果として、私たちには、貴省が応答される「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」を根拠づける条項を見出すことができませんでした。

㈤それでお尋ねいたします。貴省が応答される「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について、そのように言える電気事業法上の根拠規定はどれなのでしょうか。また、それがどのような意味で根拠となっているのかを教えてください。

二・「賠償負担金」の措置が必要とされる理由ないし目的に関する説明について

㈠「賠償負担金」の措置化に関して、昨（２０１７）年7月の省令改定案に先立って貴省が発表されていた平成28（２０１６）年12月『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ（案）』及び平成29（２０１７）年2月『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ』も拝見しました。それらや昨年9月発表にある応答で、その措置が必要と説明されている理由と目的について、あらためて以下をお尋ねします。

㈡私たちの手元に、昨年2月3日に毎日新聞に掲載された松村敏弘さんのインタビュー記事があります（別添資料）。松村さんは上政策小委員会メンバーであり、そのインタビュー記事の内容も上『中間とりまとめ（案）』『中間取りまとめ』の内容を正確に伝えられているように思えます。冒頭にこう述べておられます。

「福島第1原発事故の賠償費については現在、原子力施設を持つ大手電力（原子力事業者）11社が年間計約1600億円を払う仕組みになっている。経済産業省の試算で賠償費が約2.5兆円増加し、この分も本来は原子力事業者が負担するのが筋だ。だが、大手電力の利用者の負担なども考慮すると全て上積みするのは困難だ。例外中の例外として、託送料に上乗せすることを認め、大手電力から新電力まで利用者に広く薄く負担を求めることにした。」

その他にインタビューを受けている佐藤弥右衛門会津

電力社長と仙谷由人さんもそれぞれ「原発事故の処理費用を、電気料金に乗せて国民から取る方針には納得がいかない。」「私たちは事故処理のために、どこまでお金を使い続けるのか、という問題だ。」のように述べられています。

また、昨年2月15日に朝日新聞に掲載された竹内純子さんと除本理史さんのインタビュー記事でもそれぞれ「東京電力という一企業の失敗を、なぜ国民が負担するのかという指摘は、感情的にはわかります。でも、一日も早く福島復興への責任を果たすという目的を考えれば、当面は昨年（注：２０１６年）末に国が決めたこのしくみ以外に、解はないと思います。…税金での負担を主張する人もいますが、「福島のための増税」と言ったところで、簡単に国民の理解を得られるとは思えません。」「事故の対応に必要な費用は本来、原発事故を起こした東京電力が負担するべきものです。電気を利用する人たちへのツケ回しは、本末転倒です。…２０２０年から月平均18円を追加して負担することが、昨年（注：２０１６年）末の経済産業省の有識者会議の議論を経て打ち出されました。賠償費がこれまでの想定より２兆５千億円も増えたからです。」と述べられています。

㈢これらの方々は「賠償負担金」の措置化に賛否それぞれという違いはありますが、すべての方々が共通に理解されているのは、「東京電力福島第一原発事故の賠償処理費用の増加に対処するため」「福島の復興のため」に、この措置化を貴省が検討ないし決定したということでした。これらの方々がこうした理解を勝手にされているわけではないと思います。貴省の上記政策小委員会で実際に検討されたことや貴省からの報道機関への情報提供に基づいているものであろうと思われます。

実際に、一昨（２０１６）年12月25日付け西日本新聞記事「福島第１事故　九電利用者重い賠償負担」、昨年１月10日付毎日新聞記事「福島原発費用　託送料に上乗せ」「経産省　託送料に執着」、同２月27日付朝日新聞記事「福島原発賠償費、電気代での負担額は　１世帯当たり試算」といった報道内容からも同じように思われます。（当時調べることは出来ませんでしたが、他にもこの件で報道があっていたかもしれません）。こうして、報道記事等を読む私たち電気利用者（国民）は、「東京電力福島第一原発事故の賠償処理費用の増加に対処するため」「福島の復興のため」にこのような措置化が行われるのだ、と思い込まされます。

㈣しかるに、貴省が発表している『中間とりまとめ（案）』『中間とりまとめ』での説明や昨年９月の意見集約結果への応答では、「賠償負担金」の措置化の理由ないし目的は、「東京電力福島第一原発事故の賠償処理費用の増加に対処するため」「福島の復興のため」のように記されています。下に引用するような記され方、説明のされ方をして、「過去に電気料金として払っておかねばならなかった費用を払いなさい」と言われている、と理解するようになります。

「福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力賠償法に加えて新に原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。原力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一際の賠償への備えは、福島原発事故前から確保されくべきものでありましたが、政府は、「安全神話」にる中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こ得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置である１，２００億円に留まっていました。こうした府の対応によって、不足していた賠償への備えを3.8兆と算出しました。

託送制度を利用した回収を開始する２０２０年までのに納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆を控除することとして、2.4兆円と算定しています。」「賠償の備えの不足分の規模は、賠償費用の見込みの加額に充てることが出来る額として算出したものではく、…」

繰り返しになりますが、「東京電力福島第一原発事故賠償処理費用の増加に対処するため」と記されず、そを否定したうえで、「賠償への備えの不足分を回収すため」と記され、そう応答されます。そして、これが式発表ということにされるのだと理解されます。

たちもそうですが、多くの国民は「東京電力福島第一発事故の賠償費用が増えている」「福島復興のためにそれに対処しなければならない」と聞かされたら、真にその対処をどうするかを考えるはずです。しかし貴の公式の説明は「賠償への過去の備えが足りていなかった」「それを回収する」「それが福島を支えることにもる」というものです。

これは、表向きは「福島の復興のために」と皆に受けれてもらえるような言い方をしておいて、実際のとこはそれが理由ではないのですと言いぬけられる様な、して、「それが福島を支えることになる」と最後にくつけて表向きに装った点それ自体はあくまで感じさせける様にしている、とてもずるい説明だと思います。うして、まっすぐに、正直に「東京電力福島第一原発故の賠償処理費用が増えています。それに対処するためにこうしたいと考えます。」と説明をされないのでしょうか。その理由を教えてください。

また、あくまでも「東京電力福島第一原発事故の賠償処理費用の増加に対処するためではない」とお答えつづけるつもりならば、逆に、一昨年末から昨年２月にかけての新聞社の記事やインタビューに答えられた各位がどうしてあのように理解されたのかの理由を教えてください。

加えて、そうした理解が広く記事になっていることに関して、貴省からすればその間違いについて訂正の必要があるのではないかと思えるのです。なぜならば、私たち、普通の国民は貴省発表の『中間とりまとめ』などを読んだりすることはめったなことではありません。報道されていることで知るくらいです。報道されているこれが貴省の考えやひょっとすると情報提供したことと違っているならば、公に対する責任と権限を持っている貴省はその訂正をしなければならないと、私たちは考えるからです。それは仮に報道されていることが貴省にとって却って都合が良いというような場合も含めてです。私たちのそうした考えはおかしいことでしょうか。そのような訂正を求めないのかどうか等について、貴省のお考えを聞かせてください。

三．「賠償負担金」の実額について

㈠この「賠償負担金」の実額（想定額）は、一昨年末から昨年２月にかけての各報道では、次のように話され、ないし書かれていました。

「経済産業省の試算で賠償額が約2.5兆円増加し、…。例外中の例外として、託送料に上乗せすることを認め、…」（松村敏弘委員）

「国は標準家庭で月平均18円の追加負担を40年担うという枠組みがふくらまないように閣議決定で上限を２兆４千億円と決め、…」（竹内純子さん）

「２０２０年から月平均18円を追加して負担することが、昨年末の経済産業省の有識者会議の議論を経て打ち出されました。賠償費がこれまでの想定より２兆５千億円も増えたからです。」（除本理史さん）

「経産省は福島事故後の賠償費について、想定された5兆４千億円から7兆９千億円に上振れする試算を９日に公表。このうち２兆４千億円は、事故前に工面しておくべきだった一般負担金をさかのぼって算出し、充当する仕組みを導入、電気代にさらに上乗せする形で財源を確保する方針を示した。」

（２０１６年12月25日付西日本新聞記事）

「これに先立つ７月末、東京電力ホールディングス（ＨＤ）は福島第１原発の事故処理費用が大幅に増えるとの見通しを示し、政府に支援を要請した。事故処理費用は賠償のほか廃炉、除染などがある。当面必要な賠償と除染は国が肩代わりし、賠償は東電と大手電力が返済、除染は政府保有の東電株売却益を充てる。年末に5.4兆円から7.9兆円に増えるとされる賠償費の手当ては重要課題だった。経産省は二つの有識者委員会を設けて９月末に議論をスタート。この時既に賠償費増額分の経産省の腹案は、「託送料」と呼ばれる送電線利用料に上乗せし、新電力を含む電力各社から回収するものだった。…賠償費はこれまでも東電以外の大手電力も負担してきた経緯がある。その延長線上として、電力自由化で新規参入した新電力も含めた「託送料による回収」で増加分を賄う案が年末の有識者委の提言となった。」

（２０１７年１月10日付毎日新聞記事）

「政府は20年から送電線の利用料にも2.4兆円分の賠償費用を上乗せする方針だ。国の試算では、賠償費用を含め、廃炉や除染などといった事故対応費用は21．５兆円にのぼる。」

（２０１７年２月27日付朝日新聞記事）

㈡一方、貴省の説明と応答は、「賠償の備えの不足分の規模は、賠償費用の見込みの増加額に充てることが出来る額として算出したものではなく」「不足していた賠償への備えを3.8兆円と算出し、…託送制度を利用した回収を開始する２０２０年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、2.4兆円と算定しています」です。どちらが正しいのでしょうか。そして、そうした理解の違いはどこからどのようにして生じているのでしょうか。教えてください。

㈢加えて教えてほしいことがあります。松村委員がインタビューで答えられているように、「賠償負担金」は「例外中の例外として」「（託送料上乗せは今回が）上限で、今後変動が生じる性格のものではない」とされています。そのことは昨年９月の貴省からの応答にも明記されていました。しかし、一方で、昨年３月福島地裁以降、同９月千葉地裁、同10月福島地裁、本（２０１８）年２月福島地裁で、立て続けに東京電力や国の賠償責任を認める判決がでています。まだ多くの方々が帰還できずにいる状況や東京電力福島第一原発事故炉の廃炉の見通しが思うように立てられない状況、同第二原発の廃炉が正式に決まっていない状況などを考えるとき、今後、ますます賠償費用は増え続けていくのではないでしょうか。現に、当初５兆４千億円と試算されたものが何年も経たないうちに７兆９千億円に増えたのです。

「東京電力を破綻させずに賠償の責任主体とさせ続ける」という考えがあり続けるなかで、今後ますます賠償費用が増え続けていった場合に、本当に託送料金に含めるとする「賠償負担金」を増やしたり、あるいは別の名目で負担を求めるということがなくして、「東京電力を破綻させずに賠償の責任主体とさせ続ける」ということが持続できるのでしょうか。持続させた上で、賠償費用が増え続けていった場合、貴省にはその賠償費用を手当てしていく手当ては考えておられるのでしょうか。教え

てください。

四.「廃炉円滑化負担金」の措置が必要とされる説明について

㈠これも貴省からの『中間とりまとめ（案）』『中間とりまとめ』と「意見集約結果への応答」に即してお尋ねをします。まず、「意見集約結果」のNo.184に中部電力浜岡原発のことが記されていました（既に廃炉を決定し作業に着手している中部電力浜岡原発1、2号機は特別損失を計上して廃炉を進めてきたが、同社は破綻することもなく、電気料金が他社に比べて値上がりすることもなく堅実に経営を行っている。なぜ、他社での原発廃炉が中部電力のようにできないのか）が、それに対する貴省からの応答が記されていませんでしたので、自分たちで調べてみました。次のような内容と理解をしました。

1）中部電力浜岡原発1、2号機は2008年に廃炉決定、30年かけて完了の計画となっており、毎年その進捗が有価証券報告書に記載されている。

2）また、2015年10月の参議院で貴省から次の報告があっている。

・浜岡原発廃止措置費は840億円（1号機379億円、2号機462億円）。

・中部電力2008年度特別損失額は1,536億円（発電設備の損失536億円、発電設備の解体480億円、原子燃料の損失処理520億円）となっている。

㈡最初に上の理解に間違いがあったらそれを教えてください。その上で、理解を深めるために以下を教えてください。

1）中部電力の有価証券報告書を当たったことがないので具体的な額は分かりませんが、2008年当時は年次事業経費として「原子力施設解体費」を計上し、その積み上げを「原子力施設解体引当金」として負債にしていたので、中部電力はその「原子力施設解体引当金」を取り崩して上の1,536億円を特別損失処理されたと思いますが、それで間違いはないでしょうか。

2）その場合、廃止措置費とされる840億円の扱いはどのようになったのでしょうか。

3）いずれにしても、上のNo.184の方の意見にあるように、このことによって中部電力の経営は破綻しなかったというのは間違いがないのでしょうか。

㈢上のお答えをお聞きしてからでも良いのですが、このようなこと、つまり、会社が事業に使ってきた施設を廃止するのに必要な費用はその会社が負担するということ、別段に力説せずとも、私たちが生きるこの社会においては〈ごく当然の事柄〉であると思います。そして、このこと自体を貴省が否定しているとも思えません。

しかしながら、2011年3月11日の東京電力福島第一原発の事故が起きて以降、貴省が言われる「廃炉会計制度」が2013年度に設けられたことや、その「制度を維持するため」に今般「2020年度からは廃炉円滑化負担金という負担金を新設しそれを託送料金に含めるようにする」ということは、私たちが生きるこの社会における〈ごく当然の事柄〉を否定して、会社とその事業のあり方とルールを歪めてしまうもののように思えてなりません。この点についての貴省のお考えを教えてください。

㈣つづけて、貴省からの次の説明について。おかしいと思われる点があります。

1）貴省の説明はつぎのとおりでした。

「通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。

一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。

したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。」

2）しかしながら、電気自由化は2000年からスタートした（ということはそのずい分前から準備の議論が行われていたはずのものです。私たちが調べただけでも、1991年に10電力で時間帯別料金制度（負荷平準化と競争）がはじまり、1992年に9電力で新エネルギーからの余剰電力購入方針が決まり、1995年、立法（電気事業法改正・改正事業法施行）でエネルギー産業の自由化が始まったようです。）わけで、2013年になってまさに〈今更ながら〉、「廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し」等とよくも言ってくれるなと思うだけです。端から原発の廃炉には巨額なお金がかかることは分かっていたはずです。自由化も20年以上も前から「やる」と決めていたものです。今更に「自由化により競争が進展した環境下においては」という前提を立てて、それが課題であるかのように言うのは〈取ってつけた理由〉と思います。事実、自由化によりどの程度この措置の必要が出てくるかの数値的な根拠や情報は何も示されているわけではありません。

3）加えて言えば、東京電力福島第一原発事故に限らずとも、そもそも〈原発は危ない（注：貴省がそれを否定されても事実は事実ですからそう申します）〉わけで、それが一定の年限が経って老朽化したら、論を待たずに、問答無用に、廃炉に向かわないといけないわけであり、そうであるのに「事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し」などと言ってもよいものでしょうか。生命（いのち）が一番大事で、次にお金が大事だと私たちは思います。貴省も生命（いのち）を軽んじているわけではないと私たちは信じます。

4）そして、二番目に大事なお金の問題について言えば、電力会社とその利益当事者は総括原価方式（注：私たちは総括原価方式を一概に否定していません。必要性も功もあったかもしれません。しかし戦後70年以上もその恩恵に電力会社たちは浸り続けてきていた、もっと早くこれから脱却していなければならなかったと思っています）に守られて膨大なお金を利用者からもらってきたわけです。たくさんの利益を配分してきたはずです。絶対に必要になる廃炉の費用は備えておくべきで、それがあの事故の結果安全基準が厳しくなって廃炉が必然的に求められるようになって、予定よりお金の準備が足りなさそうになっても、だからと言って「原発事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し」などと廃炉を〈人質〉に取るような理屈付けをして「廃炉会計制度」のような社会のルールを捻じ曲げるような措置をするのではなく、これも正面からまっすぐに、国民に向かって「廃炉には膨大なお金がかかることをあらためて知った。申し訳ない。お金が足りなくなる。」とお詫びがあり、「どのようにお金をつくれるかを話しあってほしい」と呼びかけがされ、その前提となる責任がきちんと明示された上で、初めて「どうするか」を考えていけるものになるのではないでしょうか。それらが全くなされていません。「廃炉会計」の措置化自体にそうした瑕疵があり、その廃炉会計の維持のために今度は「廃炉円滑化負担金」を作り出す、というのはおかしいと考えます。

5）さらに貴省は昨（2017）年8月9日以降、有識者委員会を立ち上げて「エネルギー基本計画について」の議論を始めておりますが、そこでは今後の原発の新増設の声もあがっていると言われています。そのような新増設の計画化にあたっても、最初から「廃炉の費用が足りない」などと言って、この「廃炉会計」や「廃炉円滑化負担金」の考えを適用されるつもりなのでしょうか。ないしは、そのようなことを言わない前提とする、つまり、新増設計画化にあたっては、明確に「廃炉」の最終的な想定額を試算して提示するつもりなのでしょうか。

6）以上の2）～5）に示す疑問について、貴省の説明を聞かせてください。

五.「廃炉円滑化負担金」の実額の見通しについて

㈠「賠償負担金」が上限2.4兆円と実額が示されているのに対し、「廃炉円滑化負担金」の試算は示されていません。貴省からの応答は「その規模は、廃炉を判断する時点等の要因によって異なるため、予断をもってお示しすることは困難と考えております。」「廃炉円滑化負担金の額等について通知を受けた一般送配電事業者が託送料金を値上げする場合には、電力・ガス取引監視等委員会等の意見を聴くとともに、認可申請書に添付する資料を経済産業省のホームページに掲載し、託送料金の原価に盛り込まれる廃炉円滑化負担金相当金の金額についても公表する方針です。」となっているようです。

㈡しかしながら、額がどれ位になるのかが分からないものを白紙委任することはできません。どのように計算していくのかといったこと位の考えや想定だけでも教えてほしいと思います。現在廃炉が決定され、九州電力からの報告や報道もされている玄海原発1号機を例としてお尋ねします。

1）分かっているのは以下の事柄です。

・2016年10月に貴省が発表された『自由化の下での廃炉に関する会計制度について』によれば、玄海原発1号機（559MW）の解体引当金総見積額は366億円となっています。

・九州電力玄海原発1号機廃炉の発表は2015年3月。廃炉会計制度ができたことが廃炉決定の理由の一つに挙げられていました。九州電力の有価証券報告書では、2014年度第91期報告の「設備一覧」注記として「平成27年4月27日付で廃止となった。」の記載がありました。第91期と翌年

第92期とを含めて、特別損失計上などの報告はありません。

・昨（２０１７）年7月13日付日本経済新聞記事には、「廃炉にかかる費用について九電は３６５億円と見積もっている。９割超の３３８億円を17年3月期までに引き当て済みで、残る約26億円を今後8年かけて定額で引き当てる計画だ。費用が想定通りであれば、財務への影響は限定的とみられる。」とありました。

2）お尋ねしたいのは以下の事柄です。教えてください。

・貴省発表の資料で「解体引当金総見積額」とあるのが廃炉費用の想定であると考えて間違いないですか。

・「玄海1号機の引き当てを３３８億円している」と記事にあることから、各機毎に引当額が計算されている、ということですか（ちなみに九州電力の２０１６年度期末の「資産除去債務」は2，１５１億1，８００万円とあり、これが廃炉のための引当金総額と思われますが、それで間違いないですか）。

・「玄海1号機の廃炉見積りが３６５億円」とあり、これは貴省からの発表とほぼ同額です。この見積額はどうやって算出しているのですか。

・「残る26億円を特別損失処理していない」ということが、つまり、「廃炉会計制度を使うことにする」ことを意味するのですか。

・「今後8年かけて」というのは、いつから始まっていつまでということを意味するのですか。

・貴省の省令改定案が発効して２０２０年から「廃炉円滑化負担金」が措置化されたときに、九州電力がそれを使って何らかの計算をして「廃炉円滑化負担金」額を決めて貴省に通知して、それが決定額ということになるのですか。

・その場合、計算の仕方とかは決まっているのですか。玄海1号機で言えば、不足とされる26億円がそのまま「廃炉円滑化負担金」の額となるのですか。

3）九州電力全体の原子力発電所もそれと同じ考え方になるのですか。教えてください。

・２０１６年貴省からの発表によれば、九州電力の全原発（玄海1～4号と川内1～2号）の「解体引当金総見積額」は3，０９９億円となっています。また２０１６年度末の九州電力の有価証券報告書記載の「資産除去債務」額は2，１５１億1，８００万円です。その差額が約９４８億円あります。

・つまり、これは、「全原発の廃炉にかかる費用を3，０９９億円と見積もっている。7割の2，１５１億円を16年3月期までに引き当て済みで、残る約９４８億円を今後一定年限をかけて定額で引き当てる。」のように理解して間違いがないですか。そして、この９４８億円が「廃炉円滑化負担金」総額になっていくのですか。

〈補足〉お問い合わせにあたって二点補足します。

　一つは、具体的には九州電力にあらためてお尋ねするつもりでいます。ただ、この間さまざまな託送料金に関する九州電力への質問に対して、九州電力から「省令で決まっています。」というお答えが多く、この質問も九州電力だけでなく貴省に予め考え方を聞いておかないとよくお答えが分からない結果になってしまうと思ったので、まず貴省にお問い合わせをしました。

　総廃炉費用見積で「９２６億円が不足」と記しているのは、２０１７年3月時点でもし全原発が廃炉と決まっていたらの場合のものとしてお尋ねしています。今後とも資産除去債務の引き当ては年々増えていくことは承知しています（平成27年度第92期と平成28年度第93期で「原子力発電施設解体費」が両年度とも約46億円が費用計上されていました）。実額を知るための考え方として間違いないかをお尋ねしているとご理解ください。

㈢次に「日本原子力発電」に関する廃炉費用と廃炉円滑化負担金についてお尋ねします。

1）私たち新電力に直接関係はない日本原子力発電ですが、その廃炉費用が廃炉円滑化負担金と係ってくるのではないかとの惧れがあります。昨（２０１７）年6月以降の次のような報道を見ての危惧です。

「…国内の商用原発で初めて廃炉作業に入った日本原子力発電の東海原発（茨城県）。…廃炉開始から15年以上たつが、汚染度の高い原子炉本体は手つかずだ。実は当初の計画では今年度中に廃炉が完了するはずだった。だが、…、完了は２０２５年度に延期された。担当者は「作業員の被ばくを減らし、安全第一に進めた結果、想定以上に時間がかかった」と漏らした。黒鉛ブロックを使っていることで放射性廃棄物の量も多く、費用は８８５億円と飛び抜けている。…規制委は今年4月、日本原子力発電敦賀1号機（福井県）…の廃炉計画も近く認可する見通しだ。…特に難しいのが原子炉本体の解体だ。…19年度から原子炉本体の解体に着手する東海原発は、熱交換器の解体で試験的に遠隔切断装置を導入しノウハウの蓄積を図る。…最大の問題は、放射性物質に汚染された廃棄物の行き場がないことだ。…唯一、処分場所が具体的に計画されているのは東海原発のＬ３の一万６０００トン分。日本原電は15年7月、原発敷地内に縦１００メートル、横80メートル、深さ約4メートルの穴を掘って埋め、厚さ2メートルの土で覆う処分計画を原子力規制委と茨城県に提出した。だが、規制委が審査中で、県の同意も得られていない。…日本原電の米澤弘幸・東海発電所廃止措置室長は「原発から出たごみという悪いイメージが付きまとい、理解が進まないのが現状。丁寧に説明するしかない」と話す。」

　２０１７年6月26日付毎日新聞「廃炉時代、いばらの道　原発「40年ルール」９基並行作業　先行の東海「長期化、想定以上」」より

「東京電力ホールディングスが、原発専業会社の日本原子力発電への経営支援を検討していることが分かった。日本原電が保有する東海第二（停止中）を再稼動させるには2千億円超の安全対策費がかかる見込みで、日本原電の資金繰りが行き詰っているため、東電などが金融機関からの借金を保証して支援に乗り出す案が浮上している。…東海原発と敦賀原発1号機は廃炉作業中で、同2号機も建屋下に活断層が走っている可能性を指摘され、再稼動は見通せない。電気を売れず、大手電力から「基本料金」を受け取って原発維持費などをまかなっている状態。資金調達できずに東海第二が廃炉に追い込まれれば、経営危機に陥る可能性がある。…日本原電は13年にも資金繰りが行き詰まり、関西、中部、北陸、東北の四電力が約1千億円を債務保証したが、このときは実質国有化された東電は支援を見送っている。昨年、福島原発事故の対応費用が21．5兆円に膨らむことが明らかになった。賠償費用の一部は、東電以外の電力会社の電気料金にも上乗せする形で広く集めている。

　２０１７年８月25日付朝日新聞「東電、原電の債務保証検討　東海第二、安全対策に２００億円超」より

「日本原子力発電（原電）は来年11月に運転開始から40年を迎える東海第2原発について、運転期間の20年延長を原子力規制委員会に申請する方針を固めた。…東海第2原発のある茨城県東海村は、２０１１年の東日本大震災で震度6弱の揺れがあり、同原発は緊急停止。…震災後は一度も運転していない。…東海第2原発の30キロ圏内には約１００万人が住むが、義務づけられている非難計画の策定は進んでいない。また、一部自治体からは運転延長をしないように求める意見書も出ている。」

　２０１７年10月27日付毎日新聞「原電「東海第２」延長申請へ、来年、運転開始40年」より

「原発専業の日本原子力発電（原電）が、…東海第2原発（茨城県、出力１１０万キロワット）の運転延長を原子力規制委員会に申請する方針を固めた。…約１８００億円の安全対策費が必要だが、原電の原発で再稼動の可能性があるのは東海第2原発だけで、巨額の費用を負担してでも運転延長に踏み切らざるを得ないと判断した。…唯一再稼動の可能性がある東海第2原発も廃炉にすれば、基本料金が大きく減って経営が成り立たなくなる恐れがあった。ただし、東海第2原発から半径30キロ圏の防災重点区域の人口は１００万人と全国の原発で最も多く、半径30キロ圏内の自治体に義務づけられている避難計画の策定は難航している。運転延長の認可を受けたとしても、再稼動は容易ではない。」

　２０１７年10月28日付毎日新聞「茨城・東海第２原発延長申請へ再稼動は見通せず　収入源を確保」より

「…日本原子力発電（原電）が、廃炉のために準備しておくべきお金を流用し、残高が大幅に不足している。…これらの原発が廃炉の判断を迫られても、作業に必要な費用を賄えない可能性がある。原電は近く、東海第二の運転を最長60年に延長できるよう原子力規制委員会に申請する方針だが、廃炉にするにもその資金を確保できないことも背景にある。…原電の場合、廃炉作業中の東海原発（茨城県）、敦賀原発1号機を含む4基の廃炉にあてるため、総額１８００億円前後の解体引当金がある計算だが、「大半を流用してしまった」（関係者）という。…原電は解体引当金をどの程度使ったかを明らかにしていない。…経産省も、解体引当金の流用は問題ないとの認識を示す。ただ、電力自由化によって電力会社の突然の破綻が起きうる時代に入り、解体引当金の流用を規制するようルールの見直しが必要との意見は経産省内からも出ている。…金融機関は、原電の全原発が止まっている状況では、新たな融資はしない姿勢だ。規制委が東海第二の再稼動や運転延長を認めない場合、資金繰りが行き詰まり、原電は廃炉資金を調達できなくなる。逆に再稼動が認められても、原電は１７００億円超の安全対策費を調達する必要があり、廃炉資金を穴埋めする余力は乏しい。」

　２０１７年11月17日付朝日新聞「原電の廃炉費、大幅不足　原発費用に流用、全基停止後

も」より

「原発専業会社の日本原子力発電（原電）が、準備を義務づけられた原発の廃炉資金を流用し、残高が大幅に不足していることが明らかになった。…」

２０１７年11月17日付朝日新聞「原電経営に厳しさ　大手電力の債務保証カギ」より

「日本原子力発電（原電）は…東海第２原子力発電所（茨城県東海村）の運転期間延長を申請する方針を固めた。…原電は保有する原発がすべて停止しており、延長の可否は事業の存続にも関わってくる。…原電は再稼動・運転延長に備え、21年までに約１８００億円を投じ防波堤の建設などの安全対策工事をする計画だ。再稼動・運転延長が認められても、実際の稼動は21年以降となる。…」

２０１７年11月20日付日本経済新聞「東海第２原発の延長申請へ　原電、福島第１と同型で初」より

「日本原子力発電（原電）は東海第２原子力発電所の運転延長を原子力規制委員会に申請する方針を固めたが、延長・再稼動の実現に向けてはなお課題が多い。まず地元との関係だ。…安全対策工事に必要な１８００億円の調達方法もなお固まっていない。…規制委の更田豊志委員長は15日の記者会見で、自社で賄えない分を債務保証する事業者を示すことが合格の条件との認識を示した。東電などの支援を得られるかどうかがカギを握る。…」

２０１７年11月20日付日本経済新聞「原電、再稼動には課題多く　東海第２の延長申請」より

「…原電は電力大手９社などが共同出資して設立した原発専業会社。村松社長は「東海第２は経営上重要なプラントだ。再稼動を決めたわけではなく、申請しなければ自動的に廃炉になる」と、延長申請の必要性を主張した。」

２０１７年11月21日付毎日新聞「原電　東海第２原発、２０年延長へ　社長が申請方針表明」より

「…原電では他の原発の再稼動が見込めず、東海第二の行く末が会社の存亡を左右する。だからといって再稼動ありきは許されない。原電と主要株主の大手電力、経済産業省は、東海第二の運転を前提とせず、原電のあり方を抜本的に練り直すべきだ。…原発の停止で原電には売る電気がないのに、買い取り契約を結ぶ大手が毎年計千億円超の基本料金を払い、支えている。その元手は、国民が広く負担する電気代であることを忘れてはならない。原電については、原発の廃炉などで業界再編の受け皿になる構想もある。…」

２０１７年11月24日付朝日新聞社説「東海第二原発　廃炉が避けられない」より

「…原電は２０１４年5月に安全審査を規制委に申請し、審査は最終盤に入っている。これまでの審査で、施設内のケーブルの難燃化や防潮堤の液状化対策などの工事費用が当初の約７８０億円から約１８００億円に膨らんだ。…」

２０１７年11月24日付毎日新聞「東海第２原発　20年延長を申請　福島第１同型で初」より

「…稼動延長の申請には大きく2つの意味がある。ひとつは事故を起こした福島第１原発と同型の「沸騰水型」で初めての申請という点だ。…もうひとつは原電の経営に与える問題だ。…東海第２は出力１１０万キロワットの大型原発で原電の経営を支える柱だ。仮に運転延長・再稼動ができなければ経営が立ちゆかなくなり、株主である電力大手９社とＪパワーの経営にも影響を与えかねない。大手電力は東海第２で発電した電力を受電する契約や、約１８００億円かかる安全対策への支援などで難しい判断を迫られる。…東海第２の運転延長・再稼動には多くの逆風が吹く。原電はこれまでに再稼動してきた原発にはない、難しいかじ取りが必要になっている。」

２０１７年11月24日付日本経済新聞「「原発なき原電」脱却なるか　東海第２の運転延長申請」より

「来年11月に運転開始40年を迎える東海第２原発（茨城県東海村、１１０万キロワット）について、日本原子力発電（原電）は24日、運転期間を20年延長すると原子力規制委に申請した。…規制委は約１８００億円に膨らんだ安全対策費を調達できるかどうかを見極める構えだ。…原発専業の原電は経営が悪化しており、主に技術面を審査する規制委も「原電は売り上げを上げておらず、他の事業者と大きく異なる。これは（審査の）論点だ」（更田豊志委員長）と財務状況に異例の言及をした。」

２０１７年11月25日付毎日新聞「茨城・東海第２原発　40年超す運転申請　安全対策費調達が焦点」より

「日本原子力発電（原電）が東海第２原発（茨城県東海村）の運転期間延長を原子力規制委員会に申請したのは、再稼動へ突き進むためだ。だがその前提となる巨額の安全対策費をどう確保するか、決まっていない。周辺自治体の理解を得られるかも分からず、仮に運転延長審査に合格したとしても、再稼動できるかは見通せない状況だ。規制委は東海第２の再稼動審査で、防潮堤の設置など安全対策の工事費用が約１８００億円かかると見込んでいる。これとは別に１０００億円規模のテロ対策費も必要になる。…最悪の事態を避けるためには、電力会社に債務保証をしてもらい、安全対策費を銀行等から借り入れる必要がある。しかし、売電先の中心となる東京電力ホールディングス（ＨＤ）は、福島第１原発事故の廃炉や賠償などに約16兆円を必要としている。巨額の負担を背負う東電が他社の債務保証を行うことは批判を浴びる可能性もある。東電社内からも「再稼動時期が遅れれば、売電契約の採算が合わない。債務保証のリスクも高すぎる」との声が上がる。…」

２０１７年11月25日付毎日新聞「茨城・東海第２原発　延長申請　再稼動、見通せず　地元理解のハードルも」より

「東京からわずか１２０キロと最も近い原子力発電所、東海第２原発。日本原子力発電は11月24日、原子力規制委員会に同原発の運転延長を申請した。再稼動には巨額の安全対策費が必要だが、所有する原発が全て停止した原電が単独で捻出するのは難しい。それでも再稼動に向け踏み出したのは、原電の事業だけでなく東京電力などとの原発事業再編に備えた延命策との見方が強い。…原電への手厚い支援は「原発のパイオニア」としての歴史を踏まえたものだ。…日本での商業炉技術の受け皿として生まれた国策会社だ。…「電力各社が自前の原発を動かせるようになった時点で原電の役割は半ば果たされた」（西日本の電力会社幹部）にもかかわらず、東電との結びつきは非常に強く、社長も送り込んでいる。…政府は17年５月に公表した東電の再建計画に原発事業再編の受け皿として「共同事業体の設立」を盛り込んだ。資源エネルギー庁幹部は「原電は歴史から見て事実上の共同事業体。原発再編にどう生かしていくのかという議論はある」と明かす。…原電が万一、破綻すれば電力各社だけでなく国の原子力政策への影響も甚大だ。既に事故の賠償費用として政府から７兆７千億円が交付された東電による原電支援を経済産業省が黙認するのも、最悪の事態は避けるためだとの見方もある。…「優良体力の落ちた大手電力会社は警戒する。…「優良事業体ならともかくすぐに原電を引き取るような余裕のある会社はないだろう」と経産省幹部も認める。…再編は簡単に進みそうにない。」

２０１７年12月１日付日本経済新聞「日本原電、背水の東海第２延長申請　容易ではない再編」より

「原発頼みの経営の危うさを示す、自己保身が主目的の延命策だ。…原発が稼動せずとも原電が倒産しないのは、売電契約を結ぶ東電などの電力会社から、設備の維持管理費などとして年間１０００億円規模の基本料金を受け取っているからだ。消費者は、知らぬ間に、電気料金としてそのツケを支払っている。原電に安全対策費をすべて自力で拠出する財務余力はない。…」

２０１７年12月５日付毎日新聞社説「東海第２原発の延長申請　自己保身が主目的の選択」より

「日本原子力発電は23日、原子力規制委員会の安全審査で、再稼動を目指す東海第２原子力発電所（茨城県）の原子炉に関する資料に誤ったデータを記載していたと明らかにした。原電は安全性などに影響があるか約１カ月かけて調べ、規制委に報告する予定だ。…」

２０１８年１月23日付日本経済新聞「東海第２原発、審査データに誤り　原電が調査」より

「日本原子力発電は５日、東海第２原発（茨城県）の再稼動審査に関するデータに誤りがあった問題を受け、原子炉の老朽状況などを調査する特別点検を追加実施すると発表した。…原電は同原発の再稼動の審査と運転延長の許可を原子力規制委員会に申請している。再稼動には11月までに審査に合格する必要があるが、特別点検の追加などの対応によって審査に影響が出る可能性もある。」

２０１８年２月５日共同通信配信「東海第２原発で特別点検追加へ」より

２）上に記した報道から、「原発のパイオニア」として作られた国策会社である日本原子力発電（原電）が破綻の危機にあり、東海第２原発の再稼動と20年間の運転延長ができるかどうかがそれを左右するであろうこと、技術面、資金面、地元の合意、いずれにおいてもそのハードルはとても厳しいことをうかがい知ることができています。その先行きによっては、現在でも大手電力から原電への「基本料金」の支払いを通して電気利用者（国民）が負担をしてその経営を支えているという事実がさらに拡大していくのでないかという懸念があります。

３）しかしながら、そうした漠然とした懸念どころではなく、具体的に驚かされ危惧されたのは、そうした状況下にある日本原子力発電が、そうした状況にあるに留まらず、「廃炉のために準備しておくべきお金を流用し、残高が大幅に不足している。」「経済産業省の省令では、原発事業者は保有する原発の廃炉費用を見積り、毎年、解体引当金の名目で積み立てるよう義務付けられている。ただ、積み立てたお金を一時的に別の用途に使うこ

とは禁じていない。」「複数の関係者によると、東京電力福島第一原発事故の前、原電は解体引当金を敦賀3、4号機（建設中）の建設費に流用することを決めた。…原発事故後、原電の全原発が停止して資金繰りが厳しくなると、穴埋めする余裕はなくなり、流用が続いた。原電は解体引当金をどの程度使ったかを明らかにしていない。」とする昨年11月17日付の朝日新聞の報道でした。記された表によれば、廃炉作業中の東海原発の廃炉積立費用（490億円）＋同じく廃炉作業中の敦賀原発1号機の廃炉積立費用（340億円）、さらに今後の廃炉に備えて積立てておくべき東海第2原発の廃炉積立費用（530億円）＋敦賀原発2号機の廃炉積立費用（440億円）、すべてを合計した1,800億円の大半を流用して、3月末の現預金が187億円しかないということに大変な驚きを隠せません。加えてその流用額を明らかにしなくてもよいというルールには怒りを覚えます。

4）このことに関してのお尋ねです。日本原電におけるこうした廃炉積立費用の不足についても、2020年からとされる託送料金へ新たに転嫁される「廃炉円滑化負担金」での支払い対象となるのですか。その場合、電気利用者（国民）は直接日本原電の電気を利用していないのですが、どのような流れで負担をすることになるのでしょうか。最後に、日本原電におけるこうした流用の結果、先の九州電力と比較しても一目瞭然となる膨大な額の廃炉積立費用の不足となるのですが、その全額を電気利用者（国民）が責任をとって負担することになるのですか。

(四)そしてもうひとつ、「日本原子力開発機構」が運営してきた「もんじゅ」と「東海再処理施設」の廃炉費用はやはり同じように電気利用者（国民）の負担となって、2020年からは「廃炉円滑化負担金」の対象となるのかを教えてください。

1）次のような報道を読んできました。

「日本原子力研究開発機構は30日、原発の使用済み燃料からプルトニウムなどを取り出す「東海再処理施設」（茨城県）の廃止計画を、原子力規制委員会に申請した。廃止完了までに約70年かかり、投じられる国費は約1兆円にのぼる。施設には放射能が強い大量の廃液のほか、約7万1千トンに及ぶ放射性廃棄物があり、極めて困難な作業が予想される。…再処理施設の解体はフランスなど海外で実施されているが、国内では今回が初めて。東海再処理施設は、使用済み燃料の再処理技術を得るために、約1900億円かけて建設された。1981年に本格運転を始め、原発約10基分にあたる1140トンの燃料を処理。97年に廃棄物のアスファルト固化施設で爆発事故が起きた。2014年に廃止が決まった。」

2017年7月1日付朝日新聞「東海再処理施設廃止、1兆円　70年計画を申請　原子力機構」より

「廃炉が決まっている高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）について、原子炉容器内を満たしている液体ナトリウムの抜き取りを想定していない設計になっていると、日本原子力研究開発機構が明らかにした。放射能を帯びたナトリウムの抜き取りは廃炉初期段階の重要課題だが、同機構が近く原子力規制委員会に申請する廃炉計画には具体的な抜き取り方法を記載できない見通しだ。通常の原発は核燃料の冷却に水を使うが、もんじゅは核燃料中のプルトニウムを増殖させるため液体ナトリウムで冷やす。ナトリウムは空気に触れれば発火し、水に触れると爆発的に化学反応を起こす。もんじゅでは1995年にナトリウムが漏れる事故が起き、長期停止の一因になった。原子力機構によると、直接核燃料に触れる1次冷却系の設備は合金製の隔壁に覆われ、原子炉容器に近づけない。また、原子炉容器内は燃料の露出を防ぐため、ナトリウムが一定量以下にならないような構造になっている。このため1次冷却系のナトリウム約760トンのうち、原子炉容器内にある数百トンは抜き取れない構造だという。…原子力機構幹部は取材に対し「設計当時は完成を急ぐのが最優先で、廃炉のことは念頭になかった」と、原子炉容器内の液体ナトリウム抜き取りを想定していないことを認めた。炉内のナトリウムは放射能を帯びているため、人が近づいて作業をすることは難しい。…規制委側は「原子炉からナトリウムを抜き取る穴がなく、安全に抜き取る技術も確立していない」と懸念する。」

2017年11月29日付毎日新聞「もんじゅ設計、廃炉想定せず　ナトリウム搬出困難」より

「日本原子力研究開発機構は6日、高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の廃炉の工程や安全対策を示した廃炉計画を原子力規制委員会に申請した。2047年度までの30年間で廃炉を完了させる計画。…取り出した使用済み核燃料の搬出先や、原子炉容器内の液体ナトリウムの抜き取り方法が決まっていないなど、課題は山積している。…高速増殖炉の廃炉は国内では前例がない。もんじゅは通常の原発と異なり、核燃料の取り出し方法が複雑なこともあり、規制委は特例として燃料取り出し段階から審査することにした。廃炉の完了までに出る放射性廃棄物は、放射性物質として扱わないものを含めて計約2万6700トンになる見通し。6日午前、規制委を訪れて廃炉計画を提出した伊藤肇・原子力機構理事は「いろいろな反省点を踏まえ、確実かつ安全に廃炉を実施し、国民の信頼を勝ち取りたい」と話した。もんじゅを巡っては、政府が昨年12月に廃炉を決定。安全体制の強化や廃炉の見返りの地域振興策を求めた地元側と政府との折り合いがつかず、廃炉計画の申請が遅れていた。」

2017年12月6日付毎日新聞「原子力機構　もんじゅ廃炉計画を申請　完了に30年」より

「…原子炉に残る核燃料を2022年度までに取り出し、その後に冷却材のナトリウムを抜き出す。廃炉費用は約3750億円を見込む。ただ、高速炉の廃炉は世界でもほとんど例がなく、難題は山積している。…作業はいずれも難航が予想される。炉心にはウランとプルトニウムが混ざったMOX燃料などが計370体残る。燃料は…それぞれがお互いを支えあう方式で詰め込まれているためダミーと1本ずつ差し替えながら抜いていかないと崩れてしまう。燃料は不透明な液体状のナトリウムに浸っており、さながら目隠しのままパズルを解くような作業を繰り返すことになる。…その後のナトリウム抜き出しも具体策は決まっていない。…取り出した使用済み燃料やナトリウムの搬出先も未定だ。…機器や建屋の解体で出る放射性廃棄物は計約2万6700トンに上るとみられる。規制委の更田豊志委員長は6日、「課題がたくさんあるが、燃料の取り出しから一つ一つ潰していくしかない」と監視を続けていく考えを示した。」

2017年12月7日付朝日新聞「もんじゅ廃炉　難作業　完了まで30年　計画を申請」より

「…計画によれば作業期間は2047年度までの30年間。工程は4段階に分かれ、22年度までの第1段階で核燃料の取り出しを終える。第2段階以降で、放射能を帯びた原子炉内の液体ナトリウムの回収や設備の解体を進めるという。完了までに約3750億円の費用を見込む。だが、詳しい工程が示されたのは第1段階だけだ。福井県は使用済み核燃料の県外搬出を求めているが、行き先は決まっていない。更に、もんじゅは炉内のナトリウム抜き取りを想定した設計になっておらず、回収方法も未定だ。…もんじゅの廃炉は、原子力機構の安全管理体制がずさんで、点検漏れなどの不祥事を繰り返したことがきっかけとなった。そうした組織が廃炉作業を担うことに、福井県などが懸念を示しているのは当然だ。…もんじゅ開発にはこれまで1兆円超の国費が投入されたが、運転は約250日だけ。廃炉費用がさらにかさむ恐れもある。…」

2017年12月13日付毎日新聞社説「「もんじゅ」の廃炉計画、作業の公開と監視厳重に」より

2）「もんじゅ」と「東海再処理施設」いずれに関しても、「国費が投じられた」「国費が投じられる」とありますから、これら建設費用や廃炉費用には「税金」が使われている、これらに要する費用として電気料金（託送料金）に係るものはないと理解してよいのですか。教えてください。

3）その場合、それらに使われる税金は一般財源の税収からなのか、電源開発促進税のような目的税の税収からなのかを教えてください。

4）報道されている通り、とくにナトリウムの抜き取りをする設計になっていないでそれを取り出す技術もないという問題や、取り出した使用済み燃料や放射性廃棄物の行き場が決まっていないという問題は、とても難題と思います。もし現時点で想定している3,750億円の廃炉費用が増えていく場合は、どのような手続きや決定方法に基づいてその費用を捻出していくのですか。また、そうした増加額が電気料金あるいは託送料金に反映していくという事態は想定されますか。教えてください。

六.「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は託送料金の一部なのかどうかについて

(一)昨（2017）年10月に関西電力を訪問してお聞きしたところでは、賠償負担金と廃炉円滑化負担金は「まだ電気料金（託送料金）なのか電気料金（託送料金）じゃないのかが決まっていない。」と伺いました。現時点で、それはまだ決まっていないのですか。もし現在決まっているのなら、それを教えてください。

(二)その上で、お尋ねします。これら2つとよく似たものとして「電源開発促進税」と「使用済燃料再処理等既発電費」があるように思われます。この2つは電気料金（託送料金原価）の中に含まれているので電気料金（託送料金）の一部であると考えているのですが、賠償負担金と廃炉円滑化負担金はその2つと同じようになるのですか。それとも別の考えのものとなるのですか。

(三)賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、「再生エネルギー賦

課金」のように法定化されることはないのですか。

(四)賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、電気料金（託送料金）の請求書等で明示されるようになるのですか。

七．関連して、「電源開発促進税」と「使用済燃料再処理等既発電費」を託送料金原価としている措置について

(一)上のお尋ねとも関連しますが、現在託送料金の原価に含まれている電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費について、私たちは「これらが原子力発電に要する費用であるのにどうして送配電コストを負担する託送料金に含まれているのだろう（しかも「託送料金には原子力発電に要する費用は含まれていません」と説明もされていた）」と疑問も持ち、その点をこの間九州電力と関西電力にお尋ねしてきています。「経済産業省令でそう決まっている。」とお答えをもらいました。

(二)それによって、これらを託送料金原価に含めるという条項は、省令（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令）にあることは分かりました。

(三)それでも分からないのは、どうして原発発電に要するこれら電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費が託送料金に含まれるかの実体的な理由ないし根拠です。それを教えてください。また、そのことを貴省が説明されているような資料がありましたら、それを教示いただくこともあわせてお願いします。

(四)それを教えてもらった後からでもよいのですが、電源開発促進税のほうは「ネットワーク（送配電線）の維持運用にかかる費用」なのですか。九州電力はそのように説明され、関西電力は「そうではない。使いみちは国が決めるもの」と説明され、違いがあったのでお問い合わせします。あわせて、電源開発促進税は１９７４年に法制化されて以降は電気料金の原価となって電気利用者（国民）が実質の負担者であったと思うのですが、いつから託送料金の原価に変わったのですか。

(五)また、これらは電気料金（託送料金）の請求書等で明示されることはなくても大丈夫なのでしょうか。

八．関連して、廃炉に伴う「放射性廃棄物の処理費」についてのお尋ねをします。

(一)現時点では電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費のように託送料金の一部になっていたり、賠償負担金や廃炉円滑化負担金のように託送料金の一部にされようとしているものではありませんが、とても不安に思っていることがあります。それは廃炉に伴う「放射性廃棄物の処理」に要するコストのことです。このコストの肥大化財源をどうしていくのだろうかというのが、次の報道を読んで生じた疑問です。

「原発を解体した時に出る金属やコンクリートなどの「低レベル放射性廃棄物」について、原発の廃炉を計画している大手電力7社がいずれも処分地を確保できていないことが、朝日新聞が電力各社を対象に実施したアンケートで明らかになった。一部は地中に10万年も埋める必要があるが、埋める場所が見つからなければ廃炉作業も滞りかねない。低レベル廃棄物のうち、…廃炉作業で出た分は、電力各社が責任を持って処分するきまりだ。…低レベル廃棄物の処分地を確保しているかたずねたところ、廃炉の計画がある東京、中部、関西、中国、四国、九州の各電力と日本原電の7社は確保できていないと答えた。…１１０万キロワット級の原発1基を解体すると、1万トン超の低レベル廃棄物が出て、汚染レベルが高い順にＬ1～Ｌ3に分類される。このうち制御棒などのＬ1は地下70メートル超に３００～４００年埋める必要があり、その後、国が10万年管理することになっている。…東電福島第一原発事故後、電力各社は次々と廃炉を決定している。現在は17基の廃炉計画があり、これから作業が本格化するが、原子炉から出る部品などは放射線量が高く、施設内に仮置きして作業することは難しいとされる。処分地を選定し、地元自治体の了解を得るには相当の時間がかかるとみられ、その間、廃炉作業の中断を余儀なくされる可能性がある。原発から出るごみには、使用済み核燃料を再処理してできた高レベル放射性廃棄物もあり、国の責任で処分地探しを進めている。低レベル廃棄物の処分地探しも同様に、国の関与を求める声が電力業界などから高まる可能性がある。」

２０１８年2月16日付朝日新聞「廃炉ごみ、処分地未定　低レベル廃棄物、原発解体時1万トン電力各社、朝日新聞社調査」より

「…東京電力福島第一原発事故の影響で規制が強化され、運転終了に追い込まれる原発が相次ぐ「廃炉時代」に、置き去りにしてきた廃棄物処理の問題は深刻さを増している。国内の商業用原発で初めて廃炉が決まった東海原発。原発専業会社の日本原子力発電（原電）が２００１年から解体工事を進める。当初、17年度を予定していた工事の完了時期は2回も延期され、25年度に先送りされている。…制御棒など放射能レベルが高いL1や、L2の処分地はまだ確保できておらず、原電幹部は「工事に全く影響がないとは言えない」と話す。…現時点で将来的に処分地を確保できる見込みがあると答えた会社はなかった。…処分地が見つからなければ、解体作業が遅れて費用が膨らむ可能性がある。日本の電力会社は1基当たりの解体作業に３００億～８００億円台の費用を見込んでいる。しかし、海外では1基に1千億円かかるという試算もある。費用は電力会社の見積もりを上回るおそれがある。安部政権は「福島の事故対応費用の増加などを含めても原子力は低廉な電源（世耕弘成経済産業相）として、30年度までに電源に占める原発の比率を20～22％にするとの目標を掲げ、30基程度を再稼動させる方針だ。だが、高レベル廃棄物だけでなく、低レベル廃棄物の処分先の確保など原子力政策全体の費用が不透明なままでは、政権が主張する「経済性」への疑問は拭えない。」

２０１８年2月16日付朝日新聞「廃炉時代に課題置き去り　作業遅れ懸念も　低レベル廃棄物」より

(三)これらが言っているコスト肥大が懸念される事柄について、今は託送料金にこのコストは含められていませんが、先に電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費が含められるようになった経緯や、今般、賠償負担金や廃炉円滑化負担金のような新たな負担を持ち出してくる経緯を思うとき、自然に「こうしたコストもいつか同じような理屈で託送料金に含める」としてくるのではないかという疑問が湧いてきています。そうした不安は杞憂にすぎないのか、ありうると危惧しておかねばならないことなのか、その点がはっきりと分かるようにしてほしいと考えます。以下について教えてください。

1）廃炉に伴って出る放射性廃棄物のうち、「低レベル廃棄物」は電力会社の責任で処分地を探す、「高レベル廃棄物」は国の責任で処分地を探す、という分け方になっているのですか。

2）その場合、仮に廃炉期間を30～40年間として、その間に電力会社が低レベル廃棄物の処分地を見つけることができないこと等から廃炉作業が滞ることとその他の理由で廃炉費用が当初想定より増えていったとき、その費用は電力会社が負担することになるのですか。あるいは、そうした費用増も「廃炉円滑化負担金」の仕組みで託送料金として電気利用者（国民）に負担を求めることにするのですか。教えてください。

3）はっきり申して、「３００～４００年」や「10万年」というのは、個人であれ会社であれ行政であれ、ほとんど記憶や記録が成立するような時間概念ではありませんし、「30～40年」であっても、普通の生活や仕事を営んでいる個人や会社や行政にとっては記憶や記録をとても困難にする時間だと言えます。まさか、そうした記憶や記録が困難であることを良いことにして、廃炉費用が当初の想定を超えていくとき、その増加分を随意に「廃炉円滑化負担金」を増額させることで電気利用者（国民）に負担させるという考えは持っておられないのですね。

　このようにくどくお聞きするのも、昨年7月の経済産業省令改定案「一般送配電事業託送供給約款料金算定規則」第二十六条の二（変動額認可料金の算定）が次のようになっているからです。

　「一般送配電事業者は、法第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた託送供給等約款（法第十八条第五項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に引き上げようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　賠償負担金相当金の変動額

二　廃炉円滑化負担金相当金の変動額

三　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連可変費として整理されたものに限る。次項第三号において同じ。）の変動額（外生的要因による減額に限る。次項第三号において同じ。）」

　そもそも「2.4兆円を上限としてこれに限る。」と断言をしている賠償負担金の増加を規定することの矛盾と疑問を感じます（東京電力福島第一原発事故の賠償費用が今の想定よりさらに増えていったら、この断言を忘れたかのように賠償負担金を増やすのではないか）が、「廃炉円滑化負担金相当金の変動額（増加額）」とは、ここに例示したような廃炉費用の増加があった時に適用させるものであると思えてなりません。そうなのかどうかを教えてください。

4）次に、国が責任を持って探すという「高レベル放射性廃棄物」の処分地について、もしそれが見つからずに廃炉作業が滞り、そうしたこと等の理由で廃炉費用が増加していく場合についてはどうなる

るのですか。それは国が何らかの財源としての手当をするのですか。それとも、廃炉作業自体は電力会社が行いますから、上の2）3）でお尋ねしているように、電力会社としてその負担をするのか、もしくはそれらも「廃炉円滑化負担金」の増加で電気利用者（国民）に負担を求めていくのですか。教えてください。

九．関連して、「使用済み核燃料再処理」と「東京電力福島第一原発の廃炉」に係る今後の費用増が託送料金に転嫁される懸れはないかをお尋ねします。

㈠「使用済み核燃料再処理」に関して、以下のような報道がありました。

「原発から出る使用済み核燃料の再処理工場の建設が遅れている日本原燃の債務について、電力各社が東京電力ホールディングスに追加の保証を求めていることが分かった。再処理工場の建設費用など約３００億円が新たな対象。…日本原燃は青森県六ヵ所村で再処理工場を建設しており、２０１８年度上期の完成を目指している。しかし、11日の原子力規制委員会で、点検や管理に問題があったとして再処理工場の新規制基準に基づく審査の中断が決まった。当初は７６００億円とされていた建設工事費が2.9兆円に膨れ上がることが判明しているうえに、稼動がさらに遠のくことになりそうだ。…東電は…追加の債務保証を見送る意向を伝える方針だ。だが、…追加の債務保証に応じることは避けられない。日本原燃の再処理工場はこれまで完成が22回延期され、総事業費も膨らんできた経緯がある。日本原燃の経営が行き詰まれば、東電の経営に大きな影響が及ぶ可能性がある。」

２０１７年10月12日付朝日新聞「原燃債務保証、東電に要請　再処理工場めぐり追加　電力各社」より

「ほぼ満杯になっちゃってますね」。六ヵ所村の再処理工場で11月、施設を運営する日本原燃の担当者はそう話した。貯蔵プールの中で保管されている使用済み核燃料は、玄海など全国の原発から集められたものだ。３千トンの容量のうち、99％近くが埋まっている。…当初１９９７年だった完成時期は設備のトラブルなどで22回延期され、いまだに本格稼動できていない。…当初約７６００億円だった建設費も、２兆円以上に膨らんだ。…費用は大手電力会社などが負担し、「バックエンド費用」として電気料金に含まれている。九電が16年度に集めたのは１９３億円。同年度の販売電力量で単純に割ると、１キロワット時あたり０．２４円になる。…総事業費は13兆円と見積もられている。これまでに大手電力などから集められた総額は5.2兆円で、今後も電気料金を通じて費用を集め続ける。…最終処分地は長く議論が続くがめどはたっていない。政府は、選定には少なくともさらに20年ほどかかるとする。経済産業省が試算した費用は約3.7兆円だが、最終的な額はわからない。…」

２０１７年12月５日付朝日新聞「使用済み核燃料　行き場は　玄海原発　再稼動５年でプール満杯」より

「国が掲げてきた「核燃料サイクル」の実現がまた遠のいた。青森県六ヶ所村の再処理工場を運営する日本原燃は２０１７年12月22日、18年度上半期としていた施設の完成を３年延ばす方針を明らかにした。２兆円超の巨費が投じられながら20年以上も稼動しないことになる。もし工場が稼動しても生産されるプルトニウムを消費し尽くすあてはない。サイクル政策は進退窮まっている。…再処理工場では８月、非常用電源が入る建屋に雨水が流入。９月にはウラン濃縮工場で排気ダクトの腐食が見つかった。ずさんな運営・管理が話題になり原子力規制委員会も稼動に向けた審査を中断。…１９９３年に着工した再処理工場は97年に完成する予定だったが年中行事のように延期を繰り返してきた。…地元では原燃への不信感が増幅している。…実は再処理工場の建設をやめるわけにもいかないが、順調に進んでも別の問題が生じるという行き詰った状況にある。…国の政策変更には前例がある。16年に廃炉が決まった高速増殖炉原型炉「もんじゅ」（福井県）だ。…ほとんど稼動しないまま廃炉となった。再処理工場は着工から約25年がたち、建物や部品が老朽化しつつある。根本的な修復を施さない限りトラブルは収まりそうもない。原燃は7千億円の安全対策費用を見込むが、今後の点検で修復箇所が増えれば費用はさらに膨らむ。…再処理工場が完成した場合の問題は、核兵器に転用可能なプルトニウムが増えることだ。…どちらに進んでもいばらの道のサイクル政策。このままでは国の責任が問われることになる。」

２０１８年１月11日付日本経済新聞「進退窮まる核燃料再処理　２兆円投じた原燃施設、20年稼動せず」より

㈡こうした費用の増加がまたぞろ電気料金（託送料金）に転嫁されることによって電気利用者（国民）の負担増となっていくことはないのか、あるいは税金や国の財源を使わざるを得なくなっていくのではないか、のように思えてなりません。そこで教えてください。

１）「使用済み核燃料の再処理」に係る費用は「バックエンド費用」と呼ばれ、それは電気料金に含められている、またそれらのうち「使用済燃料再処理等既発電費」と区分される費用は託送料金に含められている、全国の大手電力会社でそのように費用が徴収されている、そのように理解してよいでしょうか。

２）そうした場合の費用総額を教えてください。今私たちが分かるのは、報道で示された「六ヶ所再処理工場の建設費が、当初想定で７６００億円であったところがこれまでに2兆円を投じられてきた」とか、私たちが自分で調べた九州電力の第２期（昭和26年度）～第92期（平成27年度）有価証券報告書記載数値の積算で「使用済燃料再処理等発電費が４，５９８億５，０００万円、使用済燃料再処理等発電費が１，５７１億１，８００万円、使用済燃料再処理等既発電費が１，２２７億６，８００万円、使用済燃料再処理等準備費が３００億４００万円となっている（※ただし、第82期（平成17年度）以前は使用済燃料再処理等費という一つの費目しかないのが、それ以降は使用済燃料再処理等費が残り３つに分かれていると思われ、それ以降については使用済燃料再処理等費としては０で計算）」ということだけです。全国の大手電力会社のこれらの積算数字を足し合わせたものが六ヵ所再処理工場の建設費に投じられてきた費用にあたるのか、六ヵ所再処理工場建設費以外の費用も含むのか、逆にそれら以外に六ヵ所再処理工場建設費の財源となっているものがあるのか等を教えてください。

そして、六ヵ所再処理工場でいえば「総事業費は13兆円と見積もられておりこれまでに集められた総額は5.2兆円」とあることから、その残り7.8兆円が今後電気料金ないし託送料金として電気利用者（国民）から徴収されるのですか。「六ヵ所再処理工場にこれまで2兆円が投じられた」という一方に「これまでに集められた総額が5.2兆円」とあるので、やはり全体の費用状況が分かりません。よろしければ「使用済み核燃料再処理」に要する費用の全体像が分かるように教えてください。

３）また、２０２０年度以降についてですが、「電気料金は自由化され、託送料金は規制下のままである」ということからすると、現在電気料金原価となっている「使用済燃料再処理等準備費」相当分は大手電力会社の発電部門が負担し、それを電気料金として電気利用者（国民）に負担を求めるかどうかは大手電力会社の発電部門の新会社の判断による、そして現在託送料金原価となっている「使用済燃料再処理等既発電費」は規制料金である託送料金の原価として電気利用者（国民）が負担していく、ただしこれは、所謂「過去分（２００４年以前）」の計算によるものなのでいずれその総額を満たした時点で終わりとなる、という理解でよいのかどうかを教えてください。その際、「使用済燃料再処理等既発電費」の総額はすでに明らかになっているかどうかも教えてください。

４）最後に、これら「使用済核燃料再処理」に係る費用として、現在託送料金原価となっている「使用済燃料再処理等既発電費」以外のものが託送料金に転嫁されるようなことはあるのか無いのかを教えてください。

㈢「東京電力福島第一原発の廃炉」に関しては、次のような報道がありました。

「東京電力福島第1原子力発電所の廃炉作業が難航している。事故後6年かけて調査したが、溶け落ちた核燃料（デブリ）の位置や状態など格納容器内部の状況把握は不十分だ。最難関である溶融燃料の取り出しや保管に関する工法の検討は進むが、具体化は遅れている。30～40年で廃炉を完了するという当初目標の達成は可能なのか、技術的な課題を探る。…調査技術の開発費用は約50億円に達する。明らかになったのは、炉心溶融（メルトダウン）を起こした格納容器内部は調査が難しいほど過酷な状況だという現実だ。…政府が９月に改定した廃炉工程表では、溶融燃料の取り出しを始める号機の決定を1年先送りして２０１９年にした。再調査でもうまくいかないと、その後に続く廃炉工程にも悪影響が広がる。」

「…作業が先延ばしになる大きな要因は機器開発の遅れだ。そもそも溶融燃料の形や成分などが分かっていないため設計を詰められない。…実際に溶融燃料を切ったりつかんだりする肝心な「手」の部分はめどがたたない。…溶融燃料が出す強い放射線への対応も課題だ。…装置の設置工事などで被曝する恐れもある。…政府は取り出し関連の技術開発に17年度までで約４００億円もの補助金を投じたが、それでも基礎検討から抜け出せていない。東電の八木秀樹原子力・立地本部長代理は「21年の取り出し開始を目指すことに変わりはない」と主張する。…先に「取り出しありき」の辻

つまあわせにすぎず実態とかけ離れている。」

「…事故から6年半が過ぎても、原子炉から溶け落ちた溶融燃料を最終処分する方法や場所を議論した形跡はうかがえない。2021年から溶融燃料を取り出すと強調するだけで、880トンにも上る量を確実に処理する技術も開発途上だ。…強い放射線のほかにリスクの一つとされるのが、溶融燃料のウランなどが再び核分裂反応を始める再臨界だ。…さらに心配されているのが最終処分の方法だ。…汚染度が最も高い使用済み核燃料を再処理して固めた廃液（核のごみ）は地下300メートルより深くに封じ込める。福島第1原発から出る溶融燃料は世界でも前例がなく、通常の放射性廃棄物の対象外だ。…最終処分地を含め「方向性は出ていない」（原子力規制庁の担当者）。政府は、核のごみの最終処分地ですら思うように選べずにいる。…ましてや溶融燃料は核のごみとは別に処分地を探す必要がある。…国民に約束した廃炉を確実にするためにも政府・東電は現実に合わせて計画を練り直す必要がある。」

2017年11月6日以降3回の日本経済新聞「福島廃炉　見えぬ道筋（上）（中）（下）」より

十．「託送料金のそもそもの算定について。

㈠「託送料金」の定義ほかを教えてください。

1）託送料金は「電力自由化」に備える制度としてつくられたものと理解しています。私たちの理解は「電力自由化によって新電力会社が自ら調達した電気の販売をできるようになる、その際、契約者まで電気を届けるにあたりわざわざ送配電の電線をつくるのは費用の膨大な無駄となるので旧来の電線を使えばよい、その際、電線を所有する大手電力会社にその応分の費用を支払うことになる、それは送配電に要するコストを算定して計算される、原発に要する発電コストは含まない。」というものですが、その理解は間違っていないでしょうか。もしきちんと「託送料金」の定義等を説明する適切な文言や資料がありましたら、それも紹介いただければありがたいです。

2）この間、九州電力や関西電力にそれぞれ複数回にわたって書面や面会で説明ももらってきました。電気料金と託送料金のそもそもの関係については、九州電力からは「電気料金の一部が託送料金であるという理解はしないで欲しい。別の物である」、関西電力からは「電気事業の総原価の一部が託送料金の原価になる。総原価が託送料金の原価と小売の料金原価となる」とお聞きしています。九州電力の説明からは「電気料金の一部が託送料金」とは言えない、関西電力の説明からは逆にそう言えるように聞こえるのですが、「電気料金の一部が託送料金」とする理解はしない方が良いのですか。

㈡これらの記事で伝えてもらう状況もそうですし、ある意味でそれらを俟つまでもなく、あのような過酷な事故を起こした東京電力福島第一原発の廃炉作業には想像を絶するような大変な労苦が伴うに違いないと思っています。そして、福島での復興のためには、どんな労苦が伴っても廃炉はやり遂げられねばならない、賠償と同時に、それは今同時代を生きている私たち一人ひとりの課題でもあると思っています。その際、同時に忘れてはならないのは、それらの費用がどれ位かかり、それを誰がどのように負担していくかを明確にしておく、それを負担する人たちがきちんと分かったり話しあっておかねばならないことだと思います。それで先ず、この廃炉の費用がどれ位かかるのかについて、お尋ねをします。

1）東京電力福島第一原発事故の対処費用は、当初11兆円と発表されていました。その後、昨年にかけて21兆円を超えると発表されました。現在は25兆円となっているとも聞いています。これらのうち、廃炉に要する費用見通しは、当初から現在までどのように増加していったか、その増加要因も含めて教えてください。それらから考えて、今後は現在の発表費用が大きく増えていくことはないと考えてよいのですか。

2）一説では日本経済研究センターという研究機関が「廃炉費用に関しては現在の見通しは過去にあったスリーマイル島原発のそれを根拠に考えているが、そのような規模や構造ではない。きちんと試算すれば、対処費用は50兆～70兆円になる」という報告もされています。そうした可能性があると考えられるのですか。

3）そして、これまでもそうでしたが、そうした費用が増えていきそうになると、極論を申せば「東京電力が破綻するような状況になる」と、そうさせないために、それまでに無かった考え方や枠組みが貴省を中心とした議論によって考えつかれて、それが既成事実のように進められていくということがもう無いと言えるのだろうか、という危惧があります。具体的には、何かの理屈をつけて、電気利用者（国民）への負担を求める、その中で原発の電気を使わないという意志を持った新電力の利用者（国民）からの負担も求めていく、というやり方です。今後、そうしたことが東京電力福島第一原発事故の廃炉費用に関しても起こり得ると考えておくべきでしょうか。

㈡「託送料金の適切さ」について。

1）伴って、「託送料金の適切さ」というのは、電気事業法第十八条（託送供給等約款）第三項第一号（料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。）や同第三号（料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること）ということだと思えるのですが、省令に定めるやり方でその申請をする電力会社や審議会等を通してそれを認可する貴省の立場からではなく、実際にそれを大手電力会社にお支払する私たち新電力やその契約者である利用者（国民）のような立場からその「適切さ」を確かめるとすれば、どんなやり方があるでしょうか。私たちは「実際にかかる電気事業の各費目の額と、そのどれだけの割合が託送料金原価の各費目額となっているかを比べてみる」というやり方しか思いつきてきていませんが、それは確かめるための有効な方法でしょうか。他にも方法はあるでしょうか。

2）私たちは思いついたそのやり方で、まず九州電力の有価証券報告書（第2期～第92期分）と託送料金原価の公表データ（平成25年度～平成27年度分）から、費目ごとに電気事業総原価と託送料金原価の比較をしてみました。そうしたところ、例えば、次のような費目で疑問を持ちました。それぞれの疑問へご説明をいただければと思います。

・「役員給与」や「給料手当」は総原価の50％以上が託送料金原価に算定されているが、送配電のためのコストとしてその割合は多すぎないのか。

・「委託検針費」は87％、「委託集金費」は29％と極端な開きがあるが、それは計算ルールの違いがあるためなのか。

・「修繕費」は総原価の71％が託送料金原価となっているが、送配電のためのコストとしてその割合は多すぎないのか。なお、「託送料金には原発のためのコストは含まない」という説明から、総原価のうち原発部門分を差し引いた原価額に対してとしたら88％で、さらに一層その割合は多すぎるとならないのか。

・「補償費」は61％超、「賃借料」は80％前後、「事業者間精算費」は100％超、「委託費」は52％（原発部門分を差し引いた原価比は67％超。※以下同じ）、「養成費」は100％弱、「研究費」は46％超、「諸費」は50％超、「固定資産税」は64％超（72％超）、「減価償却費」は58％超（71％超）、「固定資産除却費」は131％（145％）、「他社購入送電費」は74％弱と多いのはどういう考え方や基準があってなのか。

・一方「損害保険料」は4％（17％）、「普及開発関係費」は27％、「電気料貸倒損」は3％超、「雑税」は12％超（33％）、「共有設備費等分担額」は6％超、「他社購入電源費」はほぼ0％、「事業税」は33％、「株式交付費」はほぼ0％、「社債発行費」は24％超、「法人税等」は20％超と低く、これらが低くなるのはどういう考え方や基準があってなのか。

・「核燃料減損額」「使用済燃料再処理等発電費」「使用済燃料再処理等準備費」「特定放射性廃棄物処分費」「原子力損害賠償支援機構一般負担金」「原子力施設解体費」「原子力廃止関連仮勘定償却費」が託送料金原価となっていないのは、「原発のコストは含めない」という考えに基づくからなのか。

・同じように「地域間購入電源費」「地域間購入送電費」「再エネ特措法納付金」が託送料金原価となっていないのは、「送配電のコストではない」という考えに基づくからなのか。

・「使用済燃料再処理等既発電費」が76％、「電源開発促進税」が103％超となっているのはなぜなのか。（注：先に質問した事柄です）。

・「電源開発促進税」の全額をはじめ、全額でないが「固定資産税」「雑税」「事業税」といった〝公租公課〟にあたる費目も託送料金原価になるのはどうしてなのか。あるいは「法人税」「株式交付費」「社債発行費」なども普通は事業の最終結果として企業自身がその利益をもって自分自身で行うものと思われるのだが、これらが電気利用者が負担する託送料金原価になるのはどうしてなのか。そもそも電気料金の原価に含まれるのはどうしてなのか。それが総括原価方式によるとすれば、それは大手電力会社に対して手厚すぎると言えないのか。

十一．「託送料金」に転嫁されるさまざまな負担金の決められ方について。

㈠ここまでのお問い合わせ全体に係って、とりわけ託送料金に転嫁されるさまざまな負担金とでもいうべきものの決められ方についてお尋ねをします。

㈡昨年7月に発表された貴省の省令改定案で打ち出された「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」の2つについて、それは事実上「税金」のようなものであるので「省令」で決めるのはおかしい、「法律」として決めるべきでないかという意見がありました（№57）。次の意見でした。

「国策として進めてきた原発事業は、廃炉まで国策として進めるべきです。当然、国会での議論が必要になりますので、原発賛成でも反対でも、しっかり議論しなければなりません。これまでの様な、解らないとか、どっちでも良いとか、任せるよとかの態度や考え

方を改め、広く深く議論する努力を求めます。」
それに対して貴省からは次のように応答されていました。

「税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。

今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。」

㈢上のやりとりは「かみあっていない」、というより、意見の趣旨についての貴省からの説明があっていないと思います。意見されていることの趣旨は、どうしてこのような措置を、一つの行政機関にすぎない経済産業省の「省令」で決めてよいのか、こうしたことは国会で議論し「法律」として決めるべきでないか、と言うことだと思います。

㈣私たちもそれに同感です。つぎのように考えています。

●もし原発が人の生命（いのち）と自然を脅かさないものであり、エネルギーとして本当に必要で費用が安くて人の暮らしを支えるのならば、誰も無くそうと思わないかもしれません。事実はそうではありません。その事実や情報は明らかにされません。明らかにされることが何より大切な一つです。

・東京電力福島第一原発事故の真の恐ろしさは明らかにされませんでした。チェルノブイリ事故の健康被害の情報も知らされていません。放射能を怖いと思うことをすら押し潰そうとする者たちもいます。事実や情報が明らかになることで、誰もが自然体で「人は生命を脅かすものを拒みます。」と言えるようになりたいと思います。

・50基の原発が全部止まって電気は足りました。その事実にしっかり着目したいと思います。「原発コストが安い」というのは燃料代だけです。その情報を皆が知り、原発を続けるかどうかを話し合えるようになりたいと思います。

●原発を再稼動させない、新たに建設させないことで脅威や将来の膨大なコストは減っていきます。増えません。それでも、今現にある脅威とは、それを現実化させないように粘り強く向き合っていかねばなりません。同様に、今現にあるコスト負担は、今を生きる私たち自身が考えていかねばなりません。そのためにも

・東京電力福島第一原発事故の対処費用は、それが50兆円を越すとしてもきちんと負担がされねば福島や東日本被災地の復興はできません。今ある50基の原発もきちんと廃炉を見届けねばなりません。そのためにお金が必要です。

・原発を延命させようとする国や電力業界の人たちは、そのように言います。それ自体はその通りです。誰もが頬かむりできることではありません。

・ならば現状と見通しはどうなるかの情報を正確に示すべきです。「それをせず」に、「必要だから負担を国民皆でやってください。」と言うのが間違っているのです。必要な事実と情報を知って、皆がどうすべきかを考えて決めていく以外にないし、それが、どんな問題―それにしても原発の被害や後始末はものすごく大変です。たった一つの事故や廃炉がこれほどのものとなります。―であれ、それに向かい合っていく唯一の道と思います。

皆で話しあって決めた結果として、これまで電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を託送料金の形で負担しているのも了解し、今決まろうとしている賠償負担金や廃炉円滑化負担金も負担していくのを了解するとなったら、私たちはそうするでしょう。しかし、そうしたことを最初にしないといけないのは、私たち国民なのでしょうか。それをしないといけないのは先ず事業者や利害関係者、国策として原発を進めてきた国（経済産業省）ではないでしょうか。

・どんな事業体でも、その事業により起こした事故や事業に使った器物の処理はその会社が先ず責任をもって行ないます。

・なぜか東京電力福島第一原発事故や原発廃炉については、それがされません。東京電力も他の大手電力も業界全体がその責任を取っていません。電力会社からの利息や利益配当を受けてきた銀行や株主・社債所有者も責任を取りません。それでいて、「福島のために」を錦の御旗として、「国民皆で負担していきましょう。」と言われています。それはおかしいと思います。

〈補記〉貴省は、事故の責任について、「東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、２０１２年４月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借り換えによる与信の維持が要請されています。」と応答（№１）されていますが、退任された方々の大半が天下りして関連業界の仕事に就いた事実があります。それは事故の責任を取ったということではありません。さらに言えば、退任すればそれが事故の責任を取ったといえるでしょうか。企業の経営が厳しくなれば株主への配当がなくなるのも普通一般にあることです。配当がないことが事故の責任を取ったことだとは言えません。債権者（金融機関等）に与信の維持が継続されていることが事故の責任をとったことであるとは噴飯の極みです。「与信を継続する」とは、お金を貸してその利息を取り続けるということです。事故の責任をとることではありません。

・取るべき責任が果たされて、それでも足りないならば、どこがどう足らないということを明確に情報開示して、それで、私たち国民がそれを考えていくことが始まっていくのだと思います。

※九州電力の70年近くの歴史で、電気をつくって届けてくれた直接の費用を賄う以外に使うためのお金として、固定資産９兆９，０６７億円（そのうち６兆４，１２５億円が現金化された）、銀行への利息支払３兆６，３７８億円、株主への利益配当５，８３３億円、投資家への元利支払６兆１，１０４億円があることが分かりました。このお金はどこから産まれたのでしょうか。利用者が払ってきた電気料金からです。東京電力ではその数倍です。もし国民に「過去に請求していなかった費用」などあるものを請求するのならば、その前に、関係者に「過去に得た利益」からの負担を求めるべきでしょう。

※こんなことを許してきたのも総括原価方式の罪です。総括原価方式には功（必要性）もありました。国民の生活の基礎である電気という大切なインフラを維持するために、その事業を営む会社の安定が必要でした。しかし、それが70年続くと、これに胡坐をかいてしまいます。かかった費用は全部、それに利潤も載せて全て料金として回収できるわけですから。いくら広告宣伝費を使おうと、いくら原発建設費がかかろうと、全部料金として回収できるし、むしろ原発建設費が増えれば増えるほど、それに基づく「利潤」が増えるのがこの仕組みでした。

※この総括原価方式は、２０２０年の完全自由化によって電気料金から撤廃されて無くなります。と同時に、この考え方は託送料金に温存されます。

●こうして、事実や情報の公開がされず、責任を取るべき者の責任が取られず、国民皆が話しあっていくこと―直接の話し合いもあるし、間接の話し合い（国会での法律議決）もあります―がなされず、密室のような経済産業省内での検討と省令決定（大臣命令）で全てが決められています。「それはおかしい！」と考えます。

・２０２０年から上乗せとなる賠償負担金も廃炉円滑化負担金も、一種の税金のようなものです。税金は国会で法律として決めないといけません。議論のためには議論がされねばなりません。議論のためには必要な提案がされねばなりません。提案のためには必要な情報公開や全貌、関係者の責任明示といった前提が必要です。

・それらを全部回避して、省内での限られた検討で、経済産業大臣が決定できる省令決定でことを済ませようということだと思います。加えて、今後費用が増えても簡単に上乗せできるようにしています。「それはおかしい！」と考えます。

●九州電力をはじめ、大手電力会社にもよくよく考えてもらいたいのです。

・「国の決めたことに従っているだけ」という態度は良くないと思います。そうすることで利益を得ているのは会社なのですから。「社会の公器」の履き違えです。

・総括原価方式の考えに甘えずに、事故処理も廃炉も実質は国民に負担してもらうといつまでも考えるのは認められないことではないか、と分かってほしいと思います。そして、原発を止めないのならば、原発を続ける会社として、原発に伴う費用は自らが責任をもつ、あるいはそれを反映した料金をきちんと打ち出してそれでも原発を続けられるかどうかを考えるようになってほしいのです。

㈤以上のとおり、私たちの考えを率直に申しました。このような措置（賠償負担金や廃炉円滑化負担金を新たに託送料金に転嫁するようなこと）は、決してひとつの行政機関にすぎない経済産業省の省令で決めてよいことでありません。本当にこのように国民全体に負担を求めるような財源の手当が必要であるならば、国会に対して、全貌の情報公開と関係者の責任の明示を行い、その上で提案をし、その提案への議論があり、その上で法律として決めていくことが、最低でも必要な私たちの今日の社会のルールではないでしょうか。貴省が説明されるようなこと、沖縄管内の利用者からはもらえないとするならば、それは法律の中でそう定めればよいことではないでしょうか。私たちのこの意見についての貴省の考えを教えてください。

十二．以上に係って最後にお願いをします。

原発に係わる全てのコストの情報を明確にしてください。一昨（２０１６）年12月６日に貴職は記者会見で、廃炉費用が増加しても「それでも原発コストは安い」と言明されました。その時の計算には、今回私たちがお尋ねしたなかの三（賠償負担金）、五（廃炉円滑化負担金あるいは今後廃炉に要する費用）、八（廃炉に伴う「放射性廃棄物の処理費」）、九（「使用済み核燃料再処理」

と「東京電力福島第一原発の廃炉」に係る今後の費用増）でお尋ねした全ての項目ないし事柄の数値とその見通しは入っていたのでしょうか。入っていないものがあれば、それも含めた原発に係る全てのコストを明らかにしてほしいと思います。

また、今回の私たちのお問い合わせの多くは、報道された一つ一つを懸命にたどるなかでしかできませんでした。どうかそのような努力を国民や原発を忌避する電気を実現したいと願っている新電力の利用者に強いるのではなく、貴省や電力会社自身がすすんで明らかにしてもらうことが、私たち国民の生活に必要なエネルギーをどうしていくかを、私たち国民どうしが考え、話しあって決めていけるようになるためにどうしても必要なことと思います。

このお問い合わせへのご回答は一ヵ月後の4月9日（金）までにお届けいただくようお願いします。あわせて、もしご説明をいただける場を持っていただけるならば往訪もいたします。

謹白